

# 国際法における国有化と補償の法理(三)

横 川 新

- 一、問題の所在
- 二、補償を行なう理論的根拠
- 三、補償の法的性質(以上二七号)
- 四、補償に対する見解とその検討(二八号)
- 五、補償に関する先例(以下本号)
  - 1 第一次大戦前における各国の実行
    - a 個別的収用
    - b 一般的収用
  - 2 両大戦間の時期

国際法における国有化と補償の法理(三)

### 国際法における国有化と補償の法理 (三)

国有化が行なわれた際に、いかなる程度の補償が支払われなければならないかという補償支払の問題に関して、学説上は四つの主要な見解がある点については前述した。しかし理論上、部分的補償説と補償義務未確立説の優位は一応認めえても、補償に関するその様な慣行が、国際社会において果して現実に存在しているか否かの点については、右の学説からのみでは最終的に決定しえず、国家間の実行、国際裁判所の判例等の分析を通じて初めて確認されうる性質のものである。従って個別的収用から国有化に至る過程において、外国人財産に対して加えられた収用措置の先例を集積して、そこから帰納的に慣習国際法規の有無を推論することが必要となってくるのである。<sup>(1)</sup>

以下補償に関する先例として、各国の実行を検討してみたい。

#### 1 第一次大戦前における各国の実行

一八世紀末のフランス革命時に、富の再分配をめぐる、内・外人財産に大きな混乱が見られたのを除けば、一九世紀初めのウィーン会議以降、国際的にも比較的長期にわたって平和状態が続き、かつ産業革命以後、国際間の交流が促進された結果、個人の諸権利の尊重の傾向が見られ、それにつれて外国人財産尊重の風潮が一般的になっていった。<sup>(2)</sup>

更にこの風潮は、二度にわたるハーグ平和会議において戦時における私有財産不可侵の原則が確立されたこと<sup>(3)</sup>から、平時においても外国人財産尊重の原則の存在が推論された結果、一般には一層確実なものとなる様になったのである。

なるほど当時において、平時における外国人財産尊重の概念が一般的に見られたのは事実である。しかしこれ

らの事から直ちに、第一次大戦前の国際法社会において、外国人財産尊重の原則、すなわち収用措置の際に十分な補償の支払を義務づける国際法上の原則が確立していたとの結論を導き出すことは、やや早急のきらいがある。例えばビンドシエドラー (Bindschedler) は

「第一次大戦前の時期において、外国人財産尊重の原則及び公・私有財産の区別は、国際法に関するあらゆる著書によって認められ、又それらは判例によっても確認されている。」<sup>(4)</sup>

と述べ、またウォートレイ (B. Wortley) も

「一九世紀中頃から第一次大戦に至る時期に、外国人財産の取得に対する補償要求は規則的に行われ、しばしば成功した。そして補償の支払は、旧所有者の望む全額を与える場合があった。」<sup>(5)</sup>

と説明しているが、これらの見解は、果して当時の各国の実行から肯定されるものであろうか。

一般に国際法上の原則と呼ばれるものは、当事国、或いは当時の国際社会の多数の国々によって、相互にその存在が確認されて初めて原則となりうるものと考えられるので、先ず当時における各国の収用の実例を、主として収用措置の対象分野のスケールの点から、個別的収用と一般的収用に分けて考察してみよう。<sup>(6)</sup>

#### a 個別的収用

国家の収用措置が、主として特定の私人財産の段階において機能した個別的収用の例として次の如きものがある。

##### ① シンシー硫黄専売事件

一八三六年、シンシー政府は硫黄の採掘、販売権を独占的にフランスの一会社に与えることを決定した。この

### 国際法における国有化と補償の法理 (三)

措置により英国の企業が損害を受けたので、英国政府はシシリー政府のとった措置が英国国民の既得権侵害であり、一八一六年に両国間で締結した通商条約中の最恵国待遇及び収用禁止の規定に違反するとの理由で抗議した。しかし一八三一年に至りシシリー政府が硫黄専売制を強行したため、英国は軍艦を派遣し、シシリー国の沿岸を封鎖した。この圧力の下にシシリー政府は一八四〇年英国と協定を締結し、硫黄専売制を廃止した。また当該措置により英国国民に与えた損害賠償額査定のために、請求委員会を発足させた。<sup>(7)</sup>

本事件は外国人財産の収用に関し補償を認めた先例として引用される場合が多いが、実体はシシリー政府のとった措置が英・シシリー間の通商条約違反の不法行為で収用行為ではなかったこと、及び問題の解決が英国艦隊の武力による威嚇の結果もたらされたものであることの二点において、補償に関する先例としての価値に乏しい様に思われる。<sup>(8)</sup>

#### ② フィンレイ事件

一八三六年、ギリシャの国王 Otto が宮廷に隣接する庭園拡張のため、英国人ジョージ・フィンレイ (G. Finlay) 所有の土地を収用した。当初ギリシャの政府はフィンレイに十分な補償を支払わなかったため、英国政府はこれに抗議し、外交交渉が行われた。一八四九年に至り、ギリシャ政府は英国の主張を認め、十分な補償を支払う、問題が解決した。英国政府は在アテネ英国大使パーマストン (Palmerston) の書簡中において、補償支払という前提の下に、ギリシャ政府が土地を収用する権利を有することを認めている。<sup>(9)</sup>

#### ③ ジョナス・キング事件

一八五三年、同じギリシャ政府が米国人ジョナス・キング (Jonas King) 所有の土地を収用した。ギリシャ

政府はキングに対し補償を支払うこと自体には反対しなかったが、補償額について問題がこじれたため、米・ギリシャ間で外交交渉が行われ、一八五五年最終的にギリシャ政府がキングに二、五〇〇〇ドルの補償を支払うことで決着した。

本事件においては十分な補償の支払が行われたことは疑いがない様に思われる。<sup>49)</sup>

#### ④ ヘンリー・サベジ事件

一八五二年三月、サルバドル政府は政令を発し、火薬の売買は同年八月二四日以降全て国家の専売となること、及び同日に国内に存在する火薬のストックが収用される旨を明かにした。一方、米国人サベジ (Henry Savage) は一八五一年に大量の火薬をサルバドルに輸入し保管中であつたが、一八五二年三月以降、現実に火薬の買却が不可能となり、同年八月の期限後、火薬はサルバドル政府に没収された。米国はサルバドルの措置が、一八五〇年に両国間で締結された条約(両国民が相互の領域内で通商等の諸活動を行う場合の内国民待遇を規定)に違反するものであり、更に補償なき収用を禁止したサルバドル憲法違反であると主張し、サルバドルに対して火薬の在庫分価格に見合った補償が支払われるべきことを要求した。その後永年にわたる外交交渉の結果、事件は仲裁裁判に付託されることになり、一八六五年、裁判官はサルバドル政府に対し、サベジに賠償を支払う義務があることを命じた。<sup>50)</sup>

本事件は火薬専売という目的において一般的収用であつたが、たまたまその収用措置に概当したのが一米国人であつたために個別的措置として取扱われたケースである。米国政府の主張はサルバドル政府の措置が、サルバドル国内における米国人の地位に関する条約違反措置である点を基としており、従つて仲裁裁判の判決もサルバ

国際法における国有化と補償の法理 (三)

ドル政府に対する賠償支払義務の認定という性格を持つものである様に思われる。

⑤ デラゴア湾鉄道事件

一八八三年に米国人マクマドウ (McMardo) はポルトガル政府からローレンソー・マルケスからポルトガル領アフリカを通過してトランスヴァールに至る区間の鉄道建設に関するコンセッションを獲得し、デラゴア湾鉄道会社を設立した。一八八八年鉄道建設は完成したが、ポルトガル政府は鉄道路線が当初の計画より八キロ延長されていること及び鉄道建設のタイムリミットを越えていることを理由にコンセッション違反があったとして、一八八九年に至り会社に対するコンセッションを取消し、更に会社の全財産を接収した。会社株主の本国たる英国と米国はポルトガル政府に抗議し、補償の支払を要求した。英国はポルトガル政府に対する覚書の中で次の如く述べている。

「英国政府はポルトガル政府の措置が不当であり、英国会社の利益を侵害したものであり、英国政府自ら介入する以外には何等救済方法がないことを確信する。」

ポルトガル政府は米英両国の抗議に屈し、その結果一八九一年、関係三国は事件を国際仲裁裁判所に付託する議定書に調印した。仲裁裁判所の任務は、付託合意の第一条によれば「ポルトガル政府が他の二国の請求者に対し支払うべき補償額を、最も正当と思われる方法で確定すること」であった。その結果、総額一五五〇万フランが会社株主及びマクマドウ未亡人に対して支払われた。<sup>49</sup>

本事件においては、関係国間において、コンセッション破棄に伴う外国人財産の収用に関して、正当な補償の支払が必要であることが一応承認されたものと考えられよう。

⑥ ポルトガルにおける宗教財産接収事件

一九二〇年のポルトガル革命成立後、臨時共和国政府は法律を制定し、解散の対象となった宗教団体所有の全財産の接収を定めた。補償支払は一切行われなかった。

当該措置によって自国民が被害を受けた英国、フランス、スペイン各国政府はポルトガル政府に抗議し、補償を要求した。一九二三年七月に至り、関係諸国は事件を仲裁裁判に付託することに合意した。裁判において、英等三国はポルトガルの措置が財産権の尊重、既得権の尊重を定める一般的法原則に反するものであると主張した。ポルトガル政府は、三国政府の主張の基礎たる原則自体の法的性質に関しては争わなかった。ただ、問題の宗教団体の財産は外国人に所属する財産ではなく、ポルトガル国内の宗教団体所属の財産であると抗弁した。判決の結果、所有関係及び国籍が関係政府によって証明された宗教団体の財産については補償が支払われることとなった。<sup>43</sup>

本事件は、補償を請求する外国人の請求資格が問題となったもので、関係国政府の証明という手段の下に、当事者間で妥協がはかられ、実質的に補償の支払が行われたケースである。

⑦ ノルウェー船徴発事件

一九一七年、米国は第一次大戦に参加すると共に、輸送用船舶を確保するため、当時米国領域内において建造中であった二五〇〇トン以上の全ての船舶を徴発した。<sup>44</sup> この中には中立国ノルウェー船籍の船舶が一五隻含まれていた。米国は関連法規の補償条項に基き、ノルウェー船主に対し二六〇万ドルの補償（これは船舶の原コストであった）を申出たが、ノルウェー船主側は、徴発時における造船契約価格及び戦時における造船価格の上昇を理

国際法における国有化と補償の法理 (三)

由に一八〇〇万ドルの補償額を請求した。この結果、米国・ノルウェー間において紛争が生じ、事件は付託合意に基いて常設仲裁裁判所に付託された。

仲裁裁判所は、米国が友好国の市民に対し公用取用権の差別的適用を行ったこと、及び米国の措置が合衆国憲法修正第五条に規定されている「私有財産の公共の用途のための徵発」であることを指摘し、米国はノルウェー船主に対し「私有財産権尊重の見地から、米国の国内法及び国際法に基き、正当な補償を支払う義務がある」とを明かにした。そして裁判所は一二〇〇万ドルの支払を米国に命じたのである。<sup>10)</sup>

以上の個別的取用に関する諸ケースを要約すると次の様になる。

事件名	原告	被告	主たる争点	事件発生	解決	解決方法	結果
① シシリー硫黄事件	英国	V シシリー	条約違反	一八三六—四〇	外交交渉	賠償支払	
② フィンレイ事件	米国	V ギリシャ	補償額の決定	一八三六—四九	外交交渉	十分な補償の支払	
③ キング事件	米国	V ギリシャ	補償額の決定	一八五三—五五	外交交渉	十分な補償の支払	
④ サベジ事件	米国	V サルバドル	条約違反	一八五二—六五	個別仲裁	賠償支払義務の認定	
⑤ デラゴア鉄道事件	米・英	V ポルトガル	コンセッション破棄に伴う損害賠償	一八八九—九一	個別仲裁	補償支払 (一五五〇万フラン)	
⑥ 宗教財産接収事件	英・仏	V ポルトガル	補償請求権者の決定	一九一〇—二〇	常設仲裁	補償支払	
⑦ ノルウェー船事件	ノルウェー	V 米国	補償額査定方法	一九一七—二一	常設仲裁	補償支払 (一二〇〇万ドル) 請求額の六七%	

これらはいずれも補償を前提要件とする個別的収用の先例として、しばしば引用されている事件であるが、前表の如くこれらの全てが国際法上、外国人財産に対する収用措置に関しては補償を支払う義務が存在するという見解を支持している訳ではない。むしろ、実際には補償支払義務以外の条約違反、損害賠償等が問題となった場合も多く、これらの先例から第一次大戦前の個別的収用において補償支払を義務づけた原則の決定的存在を推論することは躊躇される。しかしながら、これらのケースを通じて、それぞれの場合の損害額が比較的少額だったこともあり、補償は一般に請求権者側に有利な条件で解決がはかられていたことも事実で、特に前記②、③、⑤、⑦等のケースの場合顕著である。もっとも、これらの事件において被害を受けた請求国側の国は殆どが英・米の両国であり、収用側がシンリー、ギリシャ、サルバドル等の弱小国であったということは、シンリー硫黄事件において、英国が収用措置に対する報復措置として軍艦を派遣し、シンリーの沿岸を封鎖したという事実もある様に、多分に国際政治の場における力関係が作用した結果であるとも考えられよう。

#### b 一般的収用

個別的収用とならんで、第一次大戦以前の段階において個人の財産権が一般的規制措置の対象となり、特に外国人財産が影響を受ける場合も存在した。国内経済の特定分野における私的活動排除、国家による独占・専売等である。前者は、国家が特定の経済活動を、一定期間、有害なものとして禁止することであるが、例えば米国においては「玉突き」「富くじ」及び「オレイン・マーガリンの製造」が補償なしに廃止された。<sup>67</sup>しかしながら最も有名なのは、禁酒法令に基くアルコール飲料の製造販売の禁止である。<sup>68</sup>この措置は、米国民はもとより外国人の巨額な投資に対しても大きな損害を与えたが、メキシコの抗議に対して、当時の米國務長官ケロッグ(Ker-

国際法における国有化と補償の法理 (三)

Illogg) は、当該措置は米国の警察権能 (police powers) の行使の結果であるから、外交的抗議の対象にはなりえないと解答した。<sup>08)</sup> その他の国からは抗議がなされなかった。当然のことながら、この措置によって損害を受けた当事者には全く補償が支払われなかった。

次に国家による独占・専売の例としては

- ① 一八三五年 フランスのタバコ専売
- ② 一八七二年 フランスのマッチ専売
- ③ 一八七二年 コロンビアの氷製造販売独占
- ④ 一八八五年 スイスのアルコール専売
- ⑤ 一九一一年 スイスの災害保険業独占
- ⑥ 一九一一年 イタリアの生命保険業独占
- ⑦ 一九一一年 ウルグアイの保険業独占

等があった。特に⑥のケースにおいては、当時イタリアの生命保険業の%は外国企業であったため、当該措置に対しては米・英・フランス・ドイツ等の利害関係国から抗議がなされた。しかしながら、この事件を含めて、①、③、⑤の四つのケースにおいては補償が全く支払われず、補償が支払われた②の場合でも補償は恩恵的行為としてなされ、また④の場合には、補償は実際の製造過程に従事していた者に対してのみ支払われたのである。<sup>09)</sup>

この様にして一般的収用の場合、収用措置の間接的対象となった外国人財産に対して補償が支払われたのは、むしろ少数のケースであり、補償が支払われた場合でも、例外的、便宜的なものであったのである。

以上、第一次大戦前に各国で行った収用措置の先例を検討したが、その結果からも、外国人財産を収用する場合、一般的に補償支払の義務が前提条件とされているという結論を導き出すことは難かしい様に思われる。しかしながらその場合でも個別的収用と一般的収用のそれぞれの場合において、補償義務の持つニュアンスがかなり異って居る。つまり個別的収用の場合、収用措置が条約違反の形で出てきて、国家の補償責任自体が争われたケース（もつとも、この様な性格のケースを収用の先例として持ち出すことには補償の性格から若干問題がある）においては問題が紛糾したのに較べ、当事国が補償支払義務そのものは争わず、単に補償額、補償方法のみが問題となつた場合には、結果的にいわゆる「十分な」補償と呼びうる程度の補償が支払われていた事實は認められよう。もつとも、いずれの場合においても、事件の発生から解決に至るまで期間が、国際裁判手続が未発達であつたという事情もあつて、意外に長くかかつている点は注目に値しよう。少くとも当時において「迅速な」補償が支払われたとはいえない。

さらに一般的収用においては、収用の場合補償支払が必要条件であるとする国家の統一的認識を推論することは出来ない。従つて一般に主張されている如く、第一次大戦前の時期において、外国人財産尊重原則、或いは収用の際の補償先行原則が成立していたと断定することはやや行き過ぎであり、当時の慣行、特に個別的収用の場合を中心として、外国人財産尊重という概念が存在していたと考えうる程度のもんと思われる。

ともあれ、これらの収用措置における慣行を、現在の国有化にそのまま当てはめて考える事は問題である。

## 2 両大戦間の時期

第一次大戦に至る時期の収用措置は、それが個別的収用である場合には、特定の外国人財産が限定的に影響を

### 國際法における国有化と補償の法理 (三)

受けたのみであり、また一般的収用の場合においても、収用の直接目的は国内における特定分野、或いは特定業種の私有財産を國家の所有にする点にあり、外国人財産は、言わばその収用措置の間接的波及効果として収用の対象となっていたのである。

しかしながら前世紀以来、個人の基本権尊重を自由権中心においていた國家の政策が、富の分配の不平等、或いは自由権追求の結果たる實質的不平等の現実から、むしろ社会権的要素を重視する様になり、個人相互間の権利關係に國家権力が積極的に介入し、實質的平等を確保するという傾向が見られる様になった。これは財産面においても顯著に現われ、私有権の社会権的性格重視の方向が各国によって明確に打ち出されてきた。

この様な私権、特に個人の財産権に対する國家政策の変更の動きは、必然的に外国人財産の取扱いに関する國際法の面にも影響を与える様になってきた。従来の収用と比較して、より大規模な一般的収用、外国人財産を主たる対象とする収用措置の発生がそれであり、この様な動きの中に初めて、國家の社会構造の变革自体を目的とした国有化と呼ばれる新しい収用形態が芽生えていくのである。次にソヴェト連邦における私有財産の国有化以下の一連の新しい動きを検討してみよう。

#### ① ソヴェトにおける私有財産の国有化

一九一七年、ロシアにおいて成立した共產主義革命の目的の一つに、社会の生産手段の国有化があった。革命の進行過程において、外国人の私有財産を含む個人の私権が次々と革命政府によって強制措置の対象となっていた。

先ず一九一七年一〇月二七日の命令により土地の私的所有が禁止され、引き続き翌年二月九日の命令で全ての

土地の社会主義的所有が決定された。続いて一九一七年二月一日及び翌年一月二六日の命令で民間銀行資本が接収され、ロシア連邦国立銀行が設立された。更に一九一八年五月、政府は最高経済會議を設立し、国有化された生産施設の管理にそなえた。そして一九一八年五月から一九二〇年六月にかけて鉱業、運輸業、保険業、石油業等の大部分の主要産業が国有化された。これらの措置においてソ連人及び外国人の区別なく関連財産は一樣に国有化の対象となり、当然のことながら国有化は広く外国人財産にも適用されたが、立法過程においても前者に對する補償に關して一切規定されなかつた。<sup>20)</sup>

革命政府のとしてこれらの措置に對して、西欧諸國は抗議を行つた。すなわち、一九一八年二月一三日、駐ソ米國大使が一四の同盟國及び六の中立國を代表して次の様な聲明を發表した。

「將來における誤解を避けるために、ペトログラードに駐在する全ての外國代表は、ロシア國債の破棄に關する命令、財産の沒收及びその他の類似の手段が、自國民に關する限り無効であることを宣言する。<sup>21)</sup>」

しかしながらソ連は、国有化した外國人財産に對し原狀回復或いは補償支払を行うことを一貫して否定し続けた。

補償問題の解決をはかるため、西欧諸國は一九二二年一月にカンヌで、四月にゼノアで、更に六月にハーグでそれぞれ會議を開き、ソ連に對する補償要求、外債處理の問題等を検討したが、結局統一交渉の形での妥協は成立しなかつた。その後、西欧諸國は補償請求を断念してソ連の市場確保を狙う様になり、一九二二年にチェッコ・スロヴァキア続いてデンマーク、ドイツ、英國等の國々が、そして最後に一九三三年になつて米國が、それぞれソ連と賠償請求權の相互放棄に關する協定を個別的に調印した。<sup>22)</sup>この様にしてソヴェィエト革命に伴う外國人財

### 国際法における国有化と補償の法理 (三)

産の補償の問題は、強い経済的、政策的要請の下に、結局放置されてしまったのである。

この様にして、ソ連における国有化は、いわゆる「国有化」という言葉が使用されたものとして最初のケースにあたるが、帝政から革命政権へ、資本主義体制から共産主義体制への転換という、きわめて複雑かつ特異な国家体制の変動過程において、外国人財産の占める比率の多い産業部門を強制的に国家所有に移転させた点、非常に明確な時点で補償の不支払を打出した点、及び諸外国が最終的には様々な事情から補償不支払というソ連の主張を容認して補償請求権を撤回した点に、その特徴がある。

#### ② メキシコにおける農地収用

一九一〇年来、メキシコにおいて見られた革命への気運は一九一七年メキシコ新憲法の採択となって結実した。私的所有権に関しては、新憲法は自由放任主義を排除し公共性の重視を基礎とし、強力な中央集権的政治体制の下に社会主義的色彩の強い経済体制の確立を目的としていた。<sup>64</sup> 憲法第二七条において、土地及び水域の所有権が国家に帰属し、国家はかかる公共の富を国民に再分配し、或いは私的所有権に対し大幅な規制措置をとる権限を有することとなった。<sup>65</sup> また同憲法第三三条は大統領はその存在が不相当と判断する全ての外国人に対し、国外過去を命ずる旨を規定した。これら二つの条項は、メキシコ政府に対し、外国資産や外国人に厳しい規制を加えることを可能にする素地を与えるものであった。

一九二五年一二月の法律により、メキシコ政府は国境から一〇〇キロ、海岸から五〇キロ以内における全ての土地に対する外国人の私的所有を禁止した。この措置により主として米国人が影響を受け、両国間の紛争となった。米国はメキシコによる農地収用には原則として反対しなかったが、その施行方法及び補償額について争っ

た。米国は補償額を土地の課税評価価格プラス一〇％で計算することを主張し、メキシコは憲法上の規定に基づき、自国の天然資源を支配する権利を主張した。結局、両国間で妥協的性格の協定が成立し、メキシコは遅くとも一九三九年五月までに仮払金として一〇〇万ドルを支払い、更に補償額決定委員会が決定する金額に至る残額を毎年分割払で支払う事となった。両国間の争点は、当初、補償額の決定の段階にとどまっていたが、一九三八年の改革措置によって問題は再び紛糾し、両国は外交文書を通じ、収用措置の正当性をめぐって論争を続けた。

問題点は私有財産の収用措置に関し、十分、迅速かつ実効的な (adequate, prompt and effective) 補償義務を伴うという国際法の原則が存在するか否かという点であった。米国は

「補償の支払なしに財産を取得する行為は収用ではなく没収である。将来いつか払うという意思の表示であっても没収たることに変わりがない。」

と主張し、十分、迅速、実効的な補償を要求した。一方メキシコは、

「メキシコが土地の再配分のために行なう農地改革の如き一般的、不特定の性格の収用に對し、迅速なる補償、或いは遅滞せる補償の場合においても、その支払を義務づける国際法上の規則は、理論上においても一般的には認められておらず、また実際の慣行としても存在していない。」

と述べ、米国の主張する補償の要件が、一般的性格の収用措置の場合には適用されえないことを主張した。

### ③ オプタン・オングロア事件

第一次大戦後、東欧諸国は土地再配分のため農地改革を行った。ルーマニアにおいては、農地改革により土地を収用された者に対して、一応補償が支払われる建前になっていたが、農地改革立法中に規定された補償額は、

### 国際法における国有化と補償の法理 (三)

財産価格の％に過ぎなかった。この補償額を不服としたハンガリーの地主の訴えにより、一九三七年ハンガリー政府はルーマニアに対し、国際標準主義に基く公正な補償の支払を要求した。しかしながらルーマニアは内外人平等の原則に基き、特定の外国人のみを自国民より有利に取扱うことは出来ないとしてハンガリーの補償増加要求を拒否した。<sup>60</sup> 本事件は両国間の混合仲裁裁判所において条約解釈の問題として争われた後、一九三〇年のパリ会議に至り、外交交渉の結果たる妥協により一応解決をみた。<sup>61</sup>

#### ④ メキシコにおける石油企業国有化

一九三八年三月一八日、メキシコ政府は憲法第二七条及び一九三六年一月の収用法を基礎として新しい国有化法を布告し、公益のために石油会社の財産を国有化し、石油産業国営のためにPEMEXという公団を設立した。<sup>62</sup> この措置により影響を受けたのは米・英・オランダ三国系の会社のみであった。しかしながらメキシコの国有化措置に対する米英両国の反応は対象的であった。

先ず米国はルーズベルト大統領の下に柔軟な態度をとり、國務省は一九三八年八月二二日の覚書において

「米国はメキシコが、主権の行使によりその管轄内にある財産を収用する権限を有することを問題としないが、この権限の行使は公正なる補償 (fair compensation) を支払うことが条件である。」<sup>63</sup>

と声明した。第二次大戦が勃発し、石油供給源としてのメキシコの重要性が高まった結果、米国は対メキシコ関係の改善のために補償問題の早期解決をはかった。先ず一九四〇年五月に米国系シンクレア・グループとメキシコ政府との間に八五〇万ドルの補償支払協定が締結された。続いて一九四二年四月一七日にスタンダード・オイル・グループに対する補償額の決定に関し、両国の専門家による混合委員会が設立され、その決定に基き、メ

キシコ政府は同グループに対し総額二四〇〇万ドル、五年分割払、利率年三%の条件で補償を支払った。さらに同日別のシテイ・サービス・グループに対しても、直接交渉の結果一一〇万ドルの補償支払が規定され、残りのメキシカン・イースタン・オイル他三社に対しては一九四八年五月一八日に一〇〇万ドルの補償を支払うことで協定を締結した。米国系企業に対する補償問題はこれで最終的に結着がつき、総額三四六〇万ドルにのぼる補償支払は一九五〇年に完了した。<sup>64</sup>

一方、英国は補償問題に関してはきわめて強硬な態度をとり、メキシコに対する覚書の中でメキシコの収用措置の合法性を否認し、国有化された財産の返還を請求し、メキシコがこれを拒否すると、直ちに外交関係の停止に訴えた。これは米国に較べて英国の方がメキシコの国有化措置による影響が大きいという事実、すなわち国有化の対象となった石油企業の六五%の株主が英国人であったことから、利害関係の緊密性及び英国の強い要求という政策的意図が強く働いた結果である。メキシコ、英国の両政府は一〇年後の一九四七年八月になって補償協定を締結した。内容はメキシコ政府が英蘭系メキシカン・イーグル・グループ一社に対し八一二五万ドル、一五年払、利率年三%で元利合計一億三〇三四万ドルの補償を支払うもので、第一回分は一九四八年九月に支払われた。<sup>65</sup> シェワルツェンベルガー (Schwarzenberger) によれば、英国が受取った補償は、国有化された石油企業資産の実際価格の $\frac{1}{3}$ に過ぎなかった。<sup>66</sup>

この期間においてみられた収用措置を要約すると次の如くである。

国際法における国有化と補償の法理 (三)

国名	収用措置の対象	対象国	事件発生	最終補償 解決終了	補償総額	補償条件	補償方式
①ソ連	主要産業の国有化	西欧諸国	一九一七—二二	—三三	補償支払なし		
②メキシコ	農地改革に伴う農地の収用	米 国	一九二五—三八		一〇〇万ドル (第一回分)		
③ルーマニア	農地改革に伴う農地の収用	ハンガリ	一九二七—三〇		財産価格の約一%		
④メキシコ	石油企業の国有化	米・英・オランダ	一九三八—四二—五〇 四七—六二		(対米) 三、四六〇万ドル (対英) 三、〇三三万ドル	五年払 五年払	直接的個別補償 間接的個別補償

(1) 国際法においては、英米法における判例拘束の原則 (Doctrine of stare decisis) は一般的には存在していない。これは一つには国際法の法定立に関し国際司法裁判所規程第三八条一項(d)がきわめて限定的に解釈されているからである。しかし国有化の如き問題においては、国際司法判決の数が非常に少なく、常設国際司法裁判所時代のホルジュウ事件 (もっともこれは収用問題に関する判決である) のみで、第二次大戦後の国際司法裁判所においても、判決を下すべき唯一の機会であったアングロ・イラニアン事件において裁判所は管轄権の不存在を理由に却下し、本案審議に至らなかった。

この様に立法、判例、学説において問題の解決がはかられない場合、先例によって一つの問題解決のルールを形成していくことはむしろ必然である様に思われる。先例は通常直接的には法的拘束力を持たないが、それが反復されることによって、事実上当事者間に大きな影響力を及ぼすものだからである。

(2) K. Katzarov, *Private Property and Public International Law*, Journal du Droit International, (1957) Vol. 84, p. 11.

(3) 一九〇七年のハーグ平和会議において、私有財産不可侵の原則が満場一致で承認され、ハーグ陸戦条約第四六条第二

項は「私有財産ノ之ヲ没収スルコトヲ得ス」と規定した。

(4) K. Kazarov, *op. cit.*, p. 15 45の引用。

(5) B. Wortley, *Expropriation in Public International Law*, (1959) p. 58.

(6) 個別的収用な一般に地方的、孤立的な性格を有し、特定の企業、資産等を収用の対象とする。一方、一般的収用な全国的、集団的な性格を有し、収用の対象が不特定多数である点に特徴がある。なお、香西茂「外人財産の収用と国際法」『法学論叢』六一巻三号 二二頁を参照。

(7) S. Friedman, *Expropriation in International Law*, (1953) pp. 74~75.

(8) 同様な見解を採るものとして、田畑茂二郎「国有化をめぐる国際法の問題点」『外国資産国有化と国際法』所収 三二頁。香西茂、前掲論文、五一頁。

F. Williams, *International Law and Property of Aliens*, B. Y. I. L. (1928) Vol. 9, p. 2.

(9) I. Foighel, *Nationalization and Compensation*, (1964) p. 66.

(10) *Ibid.*, p. 66. 田畑茂二郎、前掲論文、三五頁。

(11) S. Friedman, *op. cit.*, p. 125. 香西茂、前掲論文、五一—五二頁。

(12) S. Friedman, *op. cit.*, pp. 69—70.

I. Foighel, *op. cit.*, pp. 67—68, 224—225.

(13) Report of International Arbitral Awards, Vol. 1, p. 7.

(14) 徵発 (requisition) とは、国家が動産または不動産を強制的に使用或いは所有する過程のことであり、国際法上は國家の重大なる緊急事態、例えば戦争時に認められ、かつ出来る限り早期に原状回復を行うことを条件とするものである。徵発の内でも、特に船舶、乗組員を対象とする場合、戦時収用権 (angary) の名で呼ばれる場合がある。

国際法における国有化と補償の法理 (三)

国際法における国有化と補償の法理 (三)

(5) R. I. A. A., Vol. I., p. 306.

横田喜三郎「アメリカのノルウェー船徴発事件」国際法外交雑誌 三六巻七号 五二頁以下。

(6) S. Friedman, *op. cit.*, pp. 50—51.

(7) 合衆国憲法修正第一八条は次の如き規定を有していた。

「本条の承認から一年を経た後は、合衆国およびその管轄権に服するすべての領土において、飲用の目的を以て酒精飲料を醸造、販売または運搬し、或いはその輸入もしくは輸出を行うことを禁止する。」

宮沢俊義「世界憲法集」五〇頁。

(8) S. Friedman, *op. cit.*, p. 51.

(9) E. Borchard, *The Diplomatic Protection of Citizens Abroad*, (1916), pp. 126—127.

S. Friedman, *op. cit.*, p. 52.

(10) *Ibid.*, p. 17.

(11) I. Foighel, *op. cit.*, p. 72.

(12) 西欧諸国は革命政府のたつた措置が補償なき没収 (confiscation) に該当するので不法行為であると主張し、一方ソ連も革命直後の西欧諸国による軍事干渉によつてもたらされた損害に対する賠償支払を要求していた。

(13) S. Friedman, *op. cit.*, pp. 21—22.

(14) 増田義郎「メキシコ革命」一六一頁。

(15) 一九一七年、メキシコ憲法第二七条は次の如き規定を有する。(関係部分のみ)

第一項 国家領域内に含まれる土地及び水域の所有権は、根源的に国家に帰属する。国家は、その支配権 (dominio) を私人に移転する権利を、過去及び現在にわたつて所有し、これが、私的所有権を構成する。

第二項 公用徴収は、公共の利用のために、かつ補償を行なうことによつてのみ行なうことができる。  
第三項 国家は、公共の富を均等に配分し、かつその維持を監督するため、常に私的所有権に対して、公共の利益が命ずる措置をとる権利、及び利用可能な天然資源の開発を規制する権利をあらゆる時に有する。

Constitución Política de los Estados Unidos Mexicanos (Colección Porfía), 37a ed., 1968, Mexico, pp. 18—19.

- 26 S. Friedman, *op. cit.*, p. 24.  
27 *Ibid.*, pp. 24—25.  
28 H. Briggs, *The Law of Nations*, p. 557.  
29 *Ibid.*, p. 558.  
30 香西茂、前掲論文、三九—四〇頁。  
31 S. Friedman, *op. cit.*, p. 82.  
32 国有化法第三条は「メキシコ政府は石油会社に対し補償を支払わなければならない」旨を規定していた。  
33 S. Friedman, *op. cit.*, p. 28.  
34 丸谷吉男「国有化以後におけるメキシコ国営石油企業の発展」アジア経済、一一卷一号 四四頁以下。  
35 丸谷吉男、前掲論文、四六頁。  
36 G. Schwarzenberger, *The Protection of British Property Abroad*, Current Legal Problems, (1952) Vol. 5, p. 306.